

令和7年度 第2回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

高齢者虐待の防止について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

高齢者虐待の5つの類型について

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷を生じさせ、生じるおそれのある暴行を加えること

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

著しい減食、長時間の放置、虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

③心理的虐待

著しい暴言や拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、高齢者から不当に財産上の利益を得ること

事業者・従業者等の責務について

虐待等の早期発見：高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

通報義務：従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。

虐待防止の措置：従事者に対する研修の実施、苦情処理体制の整備など、虐待防止の措置を講じなければならない。

⇒虐待を未然に防止することが最も重要です。

高齢者虐待防止措置未実施減算について

- ① 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底すること
- ② 高齢者虐待防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対して、研修を定期的を実施すること
- ④ ①～③を適切に実施するための担当者を置くこと

実施していない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算の対象

虐待事案の相談・通報・届出窓口について

高齢者に対する虐待事案や虐待疑い事案を発見した場合の、川崎市の相談・通報・届出窓口は、下記のとおりです。

【養介護施設従事者等による虐待事案等】

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

【養護者による虐待事案等】

各区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課

●各部署の連絡先は下記の市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016783.html>

虐待通報を受けた市の対応について

立入検査（監査）の実施：施設への立入検査等を実施し、従事者等からの聞き取りや関係書類等の調査を行います。緊急性がある場合は、あわせて高齢者の保護等の対応を行います。

虐待の事実認定：立入検査や監査で収集した証拠等を基に、虐待認定会議を開催し、虐待の事実認定を行います。

行政処分等：事案の重大性等に応じて、行政処分や改善勧告等を行います。いずれの場合も、改善状況等の報告を受けて、評価を行った上で、終結の可否を判断します。

人格尊重義務違反に対する措置について

人格尊重義務：介護保険法では、要介護者の人格を尊重するとともに、同法や同法に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないとされています。

違反に対する措置：人格尊重義務に違反したと認められる場合、指定の取消、指定の全部または一部の効力停止など、行政処分の対象となります。行政処分については、被害の程度・故意性・常習性・組織性・悪質性・過去5年の処分歴などの基準により措置内容を判断します。

虐待認定した事例 (令和7年度) について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

虐待認定事例 ①身体的虐待

【サービス種別】

認知症対応型共同生活介護

【発生状況】

- ・ 口腔ケアのために利用者の義歯を外そうとした職員が、激しく拒否されたことで感情的になり、利用者の頬を拳固で小突いた。
- ・ この行為については、カメラ映像のほか、当該職員と他の職員へのヒアリングでも確認された。

虐待認定事例 ①身体的虐待

【虐待認定経過】

- ・ 監査を実施し、当該行為が事実であることを確認した。
- ・ 監査結果に基づき、虐待認定会議で身体的虐待を認定し、事業者に対して改善を勧告した。

【課題と改善状況】

- ・ 事業者から、職員のフォロー体制等の環境整備、利用者の状態変化に応じたサービス提供等を行うとする再発防止策が提出され、現在改善の取組が実施されている。

虐待認定事例 ②介護・世話の放棄・放任

【サービス種別】

特定施設入居者生活介護

【発生状況】

- ・夜勤職員による体位交換や排泄介助等の未実施が判明した。
- ・当該職員は、事業者によるヒアリングで、援助を実施しなかった理由として「後で行けばよいと思った」「利用者が自分でできるから大丈夫だろうと判断した」「当該利用者に苦手意識があり行きたくなかった」などと述べた。

虐待認定事例 ②介護・世話の放棄・放任

【虐待認定経過】

- ・ 監査を実施し、少なくとも43件の援助未実施を確認した。
- ・ 監査結果に基づき、虐待認定会議で介護・世話の放棄・放任を認定し、事業者に対して改善を勧告した。

【課題と改善状況】

- ・ 事業者から、職員の知識不足やモチベーション低下等の対応、チームケアと多職種連携の充実を行うとする再発防止策が提出され、現在改善の取組が実施されている。

虐待認定事例 ③心理的虐待

【サービス種別】

小規模多機能型居宅介護

【発生状況】

- ・ 認知症による不穏な状況となった利用者の発言や行動に対して、対応した職員が感情を抑えられず、複数回威圧的な言動を行った。
- ・ この行為については、カメラ映像、当該職員と他の職員へのヒアリングでも確認された。

虐待認定事例 ③心理的虐待

【虐待認定経過】

- ・ 監査を実施し、ヒアリング等により事実確認を行った。
- ・ 監査結果に基づき、虐待認定会議で威圧的な言動による心理的虐待を認定し、事業者に対して改善を勧告した。

【課題と改善状況】

- ・ 事業者から、第三者を含む委員会の開催、易怒性等のある利用者の対応ガイドラインの作成等を行うとする再発防止策が提出され、現在改善の取組が実施されている。

虐待認定事例 ④性的虐待

【サービス種別】

特定施設入居者生活介護

【発生状況】

- ・夜勤職員が認知症の利用者の頬にキスをしたと、事業所から通報があった。
- ・この行為については、当該職員と他の職員へのヒアリングでも確認され、当該職員は「誘導の際に利用者との距離が近くなり、そのような気持ちが生じてしまった」と述べた。

虐待認定事例 ④性的虐待

【虐待認定経過】

- ・ 監査を実施し、ヒアリング等により事実確認を行った。
- ・ 監査結果に基づき、虐待認定会議で本人との合意形成のない性的行為として虐待を認定し、事業者に対して改善を勧告した。

【課題と改善状況】

- ・ 事業者から、委員会や研修を単なる知識提供に留めず、施設としての意識を統一するための取組を行うとする再発防止策が提出され、現在改善の取組が実施されている。

虐待認定事例 ⑤経済的虐待

【サービス種別】

特定施設入居者生活介護

【発生状況】

- ・単発バイト職員が、口腔ケア実施中の利用者のバッグを触っていたため、利用者が財布を確認したところ、金銭がなくなっていた。
- ・当該職員は金銭の窃取を否定したが、翌日以降連絡が取れなくなったため、施設から管轄の警察署と市に通報した。

虐待認定事例 ⑤経済的虐待

【虐待認定経過】

- ・ 監査を実施し、ヒアリング等により事実確認を行った。
- ・ 監査結果に基づき、虐待認定会議で金銭窃取による経済的虐待を認定し、事業者に対して改善を勧告した。

【課題と改善状況】

- ・ 事業者から、職業倫理・法令順守に関する職員教育の強化、貴重品管理状況の把握等を行うとする再発防止策が提出され、現在改善の取組が実施されている。

虐待認定事例を基にした 対策の検討について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

虐待認定事例 防止対策の検討のために

【サービス種別】

地域密着型通所介護

【発生状況】

- ・入浴介助前に、職員がマニュアルに定められた手指及び温度計による温度確認を怠り、湯温約50度の風呂に入れて、利用者に火傷を負わせた。
- ・当該職員は利用者の異変に気付いたが、管理者等に報告せずに着衣させるなど、適切な救護対応を行わなかった。

虐待認定事例 防止対策の検討のために

【虐待認定経過】

- ・ 監査を実施し、文書やヒアリング等により事実確認を行った。
- ・ 監査結果に基づき、虐待認定会議で利用者に対する虐待を認定し、事業者に対して行政処分及び改善勧告を行った。

【課題と改善状況】

- ・ 事業者から、ヒヤリ・ハットの徹底など安全確保対策、混合栓をパネル式給湯器に交換するなど浴室環境の整備を行うとする再発防止策が提出され、現在改善の取組が実施されている。

虐待認定事例を基に考えていただきたいこと

●この事例について、虐待を未然に防止するために、どのような対応が必要だったと思いますか。

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。